

条 例 見 直 し 調 書

		作成年度	平成 20 年度	
条 例 名	神奈川県動物の愛護及び管理に関する条例			
条 例 番 号	昭和 54 年神奈川県条例第 35 号	法 規 集	第 8 編第 6 章第 3 節	
所 管 部 局 室 課	保健福祉部生活衛生課			
条 例 の 概 要	動物の愛護及び管理に関する法律（以下「動愛法」という。）に基づき、動物の愛護及び管理に関し必要な事項を定めている。			
検 討	視 点	検 討 内 容		備 考
	必要性 （ 現在でも 必要な条 例か。 ）	動物飼育のトラブル、虐待、危険な動物の無許可飼育など、動物の愛護や管理については社会的な課題があり、動物の健康及び安全を保持し、動物が人に迷惑を及ぼすことのないようにするため、動愛法に基づき、動物の愛護及び管理に関し必要な事項を定める本条例は必要である。		
	有効性 （ 現行の内 容で課題 が解決で きるか。 ）	本条例に基づき、動物飼養者の遵守事項等を定めて必要な指導を行うとともに、県民に対する危害の発生防止のため、野犬等の収容等を実施するなど、県民の動物愛護の気風の高揚及び動物の適正管理を推進するために有効に機能している。		犬の収容頭数 年度 捕獲 引取り H19 783 259 H18 838 369 H17 964 459
	効率性 （ 現行の内 容で効率 的といえ るか。 ）	本条例及び関係法令に基づき行う、野犬の収容車運転業務や動物の飼養管理業務などについては、民間に業務委託しており、その執行・運用は、効率的に行われている。また、この条例で定めた構造設備や動物の管理方法の基準は、明確かつ動物の適正飼養上必要なものに限定して定められており、効率的なものである。		
	基本方針適合性 （ 県政の基 本的な方 針に適合 している か。 ）	本条例に基づく施策は、「神奈川力構想」の主要施策 3 (2) 衛生的な生活環境の確保 346 動物愛護管理の推進に寄与するものであり、県の基本方針に適合している。		
	適法性 （ 憲法、法令 に抵触し ないか。 ）	動愛法に基づき、動物の愛護及び管理に関し必要な事項を定めたものであり、憲法、法令に抵触しない内容である。		
	その他			
見 直 し 結 果	改正・廃止の必要はない。	理 由		特 記 事 項
	改正・廃止を検討する。	現行条例の運用上の課題は見受けられず、現時点では改正・廃止の必要はない。		
次回見直し予定	平成 25 年度	見直し規定の有無	(有) 無	